

和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市が発注する物品の製造又は修理の請負、買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達並びに和歌山市が行う不用品の売払いに係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格及び入札参加資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 次条の申請に係る事業を営む期間が継続して2年に満たない者
- (3) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納していない者
- (4) 次条の申請に係る事業を業として行う上で必要とされる許認可等を受けていない者
- (5) その他市長が必要と認める資格を有しない者

(資格審査の申請)

第3条 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「契約規則」という。）第21条1項の規定による申請は、入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 前項に規定する申請は、西暦年数が3で整除することができる年（以下「定期審査年」という。）に1回、相応の期間を定めて、行わせるものとする。ただし、当該期間を経過した後についても、必要性に応じ、相応の期間を定めて、行わせることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、随時に行うことができるものとする。

4 契約規則第21条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿（第1条に規定する調達に係るものに限る。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者は、定期審査年には、同条第1項の規定による申請を行い、市長の審査を受けなければならない。

(登録)

第4条 市長は、入札参加資格審査申請書及びその添付書類の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者を資格者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果について、資格者名簿のインターネットを利用した公表その他適切な方法により通知するものとする。

(資格者名簿の有効期間)

第5条 資格者名簿の有効期間は、前条第2項の規定による通知をした日から定期審査年の9月30日までとする。

(登録の変更)

第6条 契約規則第21条第4項に規定する届出は、入札参加資格登録事項変更届出書（別記様式第2号）に別表第2に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取

り消すことができる。

(1) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請により競争入札参加資格を得たと市長が認めたとき。

(3) 市長が入札参加資格を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加有資格者名簿から当該者を抹消するものとする。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

入札（見積）参加資格審査申請に係る提出書類一覧表

番号	提出書類			備考
1	入札（見積）参加資格審査申請書		別記様式第1号	○
2	附表			○
3	使用印鑑届（委任状）			○
4	業務別調書	物品調書		該当時提出
		業務委託調書		該当時提出
		印刷業者調書		該当時提出
		工業薬品取扱業者調書		該当時提出
		燃料等販売業者調書		該当時提出
		自動車販売業者調書		該当時提出
		自動車修理業者調書		該当時提出
5	代理店証明書（原本） 許可、認可、登録等証明書			該当時提出
6	印鑑（登録）証明書（写し可）			○
7	履歴事項全部証明書（写し可）			法人
8	財務諸表（2年分必要）	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	○
		個人	税務署へ提出した申告書、貸借対照表及び損益計算書の写し（受付印の押印のあるものに限る。）	○
9	国税に係る納税証明書	法人	法人納税証明書（その3の3）	○
		個人	個人事業者納税証明書（その3の2）	○
10	和歌山市税に係る完納証明書（課税対象者に限る。）			○
11	役員等調書及び照会承諾書			○
12	営業所実態調書（和歌山市内に本店・支店等を有している場合）			○

別表第 2（第 6 条関係）

入札（見積）参加資格登録事項の変更届出に係る提出書類一覧表

番号	提出書類	変 更 事 項										
		代表者	本店 所在地	受任者	受任 営業所 所在地	実印	使用 印鑑	社名	法人化	物品・ 業務委 託 コード	電話・ FAX 等 連絡先	登録 取り下 げ
1	変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※
2	使用印鑑届 （委任状）	○	○	○	○	○	○	○	○	「物品調書」又は「業務委託調書」		
3	印鑑(登録) 証明書	実印 変更時	実印 変更時			写し		写し	写し			
4	履歴事項全部 証明書	写し	写し					写し	写し			
5	営業所実態調書 (所在地が和歌山 市の場合)		該当時 提出		該当時 提出							

※登録取下届に際しては、実印の押印を要す。

入札（見積）参加資格審査申請書（物品・役務）

令和 年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市公営企業管理者

（登記上の所在地）
申請者 本 社 ・ 本 店 の
 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名 _____

令和7・8・9年度において、和歌山市及び和歌山市公営企業における物品・役務に係る競争入札参加有資格者名簿への登録を希望しますので、実施要領を承諾の上必要書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違しないこと並びに関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を誓約します。これらが事実と相違又は違背することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置（公表含む）について異議の申立てを行いません。

また、貴市が作成する有資格者名簿等をホームページ等を通じて公表することについて異存ありません。

誓 約 事 項

- 申請者は、競争入札参加者に必要な資格（和歌山市物品等調達業者の競争入札参加資格審査基準第2条）を有する者であること。
- 申請者又は申請者の特別利害関係者若しくは取引先（以下「申請者等」という。）は、暴力団、暴力団員又はこれらに類する者（以下「暴力団等」という。）ではなく、申請者の経営には、暴力団等が関与していないこと。
また、申請者等は、資金の提供その他の行為により暴力団等の維持、運営等に関与することとはなく、意図して暴力団等と交流を行うこともないこと。
- 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）等の関係法令を遵守するとともに、和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準、和歌山市調達契約等に関する競争入札実施要綱その他和歌山市において定める諸規定に基づく和歌山市の指示に従うこと。また、契約を締結した際は、信義を重んじ、誠実を旨とし、契約を確実に履行すること。
- 申請事項に変更が生じた場合には直ちに変更届に必要な書類を添付し提出すること。また、市が必要と認めるときに、市の指定する書類を提出すること。
- 労働基準法その他関係法令及び諸規程を遵守し、法令等に違反していると思慮する場合には関係官署への情報提供に同意すること。

申請事務 担 当 者	氏 名			
	T E L		F A X	
	メー ル ア ド レ ス	@		
申請手続 代理人	氏 名			
	T E L		F A X	

入札（見積）参加資格登録内容変更届

年 月 日

（宛先） 和歌山市長
和歌山市公営企業管理者

本 社 ・ 本 店 の
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名
担 当 者 氏 名
連 絡 先 電 話 番 号

次のとおり変更があったので届出します。

1 種別 ☒ 物品調達・業務委託関係

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※ 添付書類は、変更届必要書類一覧表をご覧ください。
※ 本様式に収まらない場合には、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に注記してください。
※ 登録取り下げ時は、本様式にその旨記載し実印押印の上提出してください。
※ 代表者や受任者の変更があった場合は、使用印鑑届（委任状）の提出が必要です。